

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2020年11月号 | No. 11/2020

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。「PCT 最新情報 (PCT Information Update)」の詳細、「PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)」、「PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)」及び「PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)」につきましては英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

英国によるパリ条約及び特許協力条約に関する宣言

英国政府は2020年10月1日付けで、工業所有権の保護に関するパリ条約及び特許協力条約の英国の批准を、英国がその外交を管轄しているジブラルタルの領土に対して拡張する旨の宣言を寄託しました。当該宣言は、2021年1月1日に発効します。

詳細は、以下のリンクにあわせて掲載されているパリ条約に関する通知第224号及びPCTに関する通知第217号をご参照下さい。

https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/paris/treaty_paris_224.html

(PCT 出願人の手引、附属書 A 及び C (GB) が更新されました)

ブダペスト条約

サウジアラビアの加盟

サウジアラビアが、2020年10月16日に、特許手続上の微生物寄託の国際的承認に関するブダペスト条約への加入書を寄託しました。これにより当該条約の締約国数は83になりました。サウジアラビアの加盟を受けてのブダペスト条約は、2021年1月16日に発効します。詳細は、以下のリンクからブダペストに関する通知第340号をご参照ください。

https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/budapest/treaty_budapest_340.html

ブダペスト条約に関する情報

ブダペスト条約及び規則の概要、並びに当該条約の主な利点を解説する公文書 (WO/INF/12 Rev.27) が、英語、仏語及びスペイン語でそれぞれ以下のリンクからご利用可能です。

https://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

https://www.wipo.int/treaties/fr/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

https://www.wipo.int/treaties/es/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

国際出願の電子出願及び処理

知的所有権登録総局（スーダン）による電子形式による国際出願の受理及び処理の開始

受理官庁としての知的所有権登録総局（スーダン）は、2021 年 1 月 15 日から、電子形式での国際出願の受理及び処理を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) 及び 89 の 2.2 に基づき国際事務局 (IB) に通知しました。当該官庁は、ePCT 出願を利用した国際出願を受理します。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を記載する通知は、2020 年 10 月 29 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載されました。以下のリンクからご参照ください。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引、附属書 C (SD) が更新されました)

EPO オンライン出願サービスの一時的な不通

テクニカルメンテナンス作業のため、欧州特許庁 (EPO) のオンライン出願サービスの一部が、2020 年 11 月 21 日土曜日中央ヨーロッパ時間 (CET) の午前 10 時から午後 3 時の間、不通になります。

不通が予定されているサービスは、以下の通りです。

- ドイツ特許商標庁に対し提出される国内出願のためのオンライン出願
- ドイツ特許商標庁が受理官庁である場合の PCT 国際出願のためのオンライン出願
- ドイツ特許商標庁が受理官庁である場合の PCT-SAFE による出願

メンテナンス作業中であっても、DPMAdirekt は継続して利用できる点にご留意ください。

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT の出願人は認証謄本を提出したり提供しよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得しよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。DAS のサービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。DAS 参加庁に関する情報は、以下のリンクをご覧ください。

www.wipo.int/das/en/participating_offices/

ベルギー知的所有権庁 (OPRI)

ベルギー知的所有権庁 (OPRI) は、2020 年 11 月 1 日から、DAS 取得庁としての運用を開始した旨を IB に通知しました。取得庁として、2020 年 11 月 1 日以降に提出された国内特許出願に関して、優先権書類が DAS を通じて当該官庁に対して提供されることを許可します。

当該 DAS に関する通知を含む詳細情報は、以下のリンクをご参照下さい。

www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=11660

WIPO IP Portal: PCT ユーザ向けの新しい MENU 機能

ご存知のように、WIPO IP Portal は 2019 年 9 月に導入開始されました (PCT ニュースレター 2019 年 9 月号をご参照ください)。モダンで機能的、且つ簡単に使える WIPO IP Portal は、PCT 出願を管理する専門のポータルです。

このポータルを介して提供されるサービスの継続した機能向上の一貫として、今後数週間にわたり、新機能と PCT オンラインサービスの分類を効率化する機能が追加される予定です。この新機能によって利用したいサービスが簡単に探せるようになります。



変更点は？

- サービスが3つのカテゴリーに分類され (Search (調査)、File & Manage (出願と管理) と Pay (支払))、PCT 制度サービス内外のナビゲーションがより簡単になり、利便性が高まる。
- 新しいサブカテゴリーである Inventor Assistance Program (IAP) (発明者支援プログラム) が設定され、新アプリケーション “Inventor Assistance Program (IAP) Online Platform” (発明者支援プログラムオンラインプラットフォーム) のサービスを提供。
- “Pay” カテゴリーにオンライン支払アプリケーションのリンクが追加され、PCT 制度関連手数料の支払がより簡単になる。
- “Bookmarks” メニューのカテゴリーとウィジェット (ログインしたユーザに限り利用可能) が “My Favorites” へと名称変更。“My Favorites” ではブックマークされたサービスへの迅速なアクセスを提供。
- “NEW” アイコンが追加され、MENU 内で新サービスが利用可能になると、このアイコンが新サービスを通知。

- 最後に、お知らせスペースがすでに追加され、WIPO 新サービスや既存のサービスの重要なお知らせについての最新情報を随時提供。

IP ポータル MENU の新バージョンが導入されましたら、是非、新機能に関するご意見や本ポータルで他に変更してもらいたい点があればお聞かせ下さい。以下のリンクから、30 秒で完了するアンケートにご協力下さい。

<https://www.surveygizmo.com/s3/5593898/Survey-WIPO-IP-Portal-english>

詳細は、以下のリンクから本ポータルをご利用下さい。

<https://ipportal.wipo.int/>

ご質問やご意見は、以下のリンクからお問い合わせ下さい。

https://www3.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=ip_portal

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

新規一方向 PCT-PPH 試行プログラム (サウジアラビア及び日本、サウジアラビア及び米国、並びにサウジアラビア及び中国)

サウジ知的所有権機関 (SAIP) と日本国特許庁間及び SAIP と米国特許商標庁間で 2020 年 1 月 1 日から、並びに SAIP と中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA) 間で 2020 年 11 月 1 日から、新規一方向 PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。本試行プログラムでは、上述の日本、米国そして中国の官庁がそれぞれ ISA/IPEA としての資格において作成する、国際調査機関 (ISA) または国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) を得た PCT 出願に基づき、SAIP に対し国内段階における早期審査の利用が可能になります。

詳細は、以下の SAIP のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.saip.gov.sa/en/services/#1585226952983-da24cd1e-3d8d>

PCT ウェブサイトの PCT-PPH ページ (www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html) が、上述の新規試行プログラムに関する情報を追加して更新されました。

国際事務局の年末の閉庁日と公開スケジュール

2020 年 12 月及び 2021 年 1 月の国際事務局 (IB) の閉庁日は、週末に加え、以下になります。

2020 年 12 月 25 日 (金)

2020 年 12 月 31 日 (木) 及び

2021 年 1 月 1 日 (金)

したがって、休暇期間中の IB の就業日は、2020 年 12 月 28 日 (月) から 2020 年 12 月 30 日 (水)、そして 2021 年 1 月 4 日 (月) からは平常通り業務を行います。

PCT インフォメーションサービス、PCT 電子サービス (e-Services) ヘルプデスク及び PCT オペレーションサービスの稼働日、並びに公開スケジュールの情報は、以下の通りです。

PCT インフォメーションサービス

PCT インフォメーションサービスは、2020 年 12 月 25 日から 2021 年 1 月 1 日まで業務を休止します。業務再開は 2021 年 1 月 4 日 (月) 午前 9 時 (中央ヨーロッパ時間 (CET)) です。なお、この休暇期間においても PCT インフォメーションサービスに電話をすると (電話番号: (+41-22) 338 83 38)、緊急用の電話番号を提供する録音メッセージが流れます。

PCT インフォメーションサービスでは、国際出願の提出や中間手続の PCT 国際段階手続についての一般的な質問にお答えします (個別の出願に関しては、PCT オペレーションサービスにお問い合わせ下さい)。詳細は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.wipo.int/pct/ja/infoline.html>

PCT 電子サービス (e-Services) ヘルプデスク及び PCT オペレーションサービス

PCT 電子サービスヘルプデスク及び PCT オペレーションサービスの年末休暇期間中の予定は、以下の通りです。

2020 年 12 月 25 日 (金):	休止
2020 年 12 月 28 日 (月) から 2020 年 12 月 30 日 (水) まで:	平常通り午前 9 時から午後 6 時 (CET)
2020 年 12 月 31 日 (木) 及び 2021 年 1 月 1 日 (金):	休止
2021 年 1 月 4 日 (月) 以降:	平常通り午前 9 時から午後 6 時 (CET)

なお、以下の点を再度ご確認ください。

- PCT 電子サービスヘルプデスクでは、ePCT (<https://pct.wipo.int>)、PCT-SAFE (www.wipo.int/pct-safe/ja/index.html) 及び WIPO デジタルアクセスサービス (DAS) (www.wipo.int/das/en/) による電子形式での出願の作成、提出並びに管理におけるサービスに関する質問にお答えします。
- PCT オペレーションサービスでは、個別の出願に関する質問にお答えします。PCT オペレーションサービスは 10 チームにより管理されています。担当するチームの一般用電子メールアドレスや電話番号を調べるには、様式 PCT/IB/301 又は以下のリンクをご確認ください。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/TeamLookup.xhtml>

公開スケジュール

年末年始の休暇期間中は、PCT 出願は平常通り、2020 年 12 月 24 日木曜日に公開予定です。ただし、その翌週は 1 日早い 2020 年 12 月 30 日水曜日に公開される予定です。出願の国際公開に関して考慮さ

れるべき変更にかかわる書類の到達期限は、それぞれ 2020 年 12 月 8 日火曜日と 2020 年 12 月 15 日火曜日の午前零時 (中央ヨーロッパ時間) となります。

PCT 実施細則の修正

PCT 実施細則の附属書 F (国際出願の電子出願及び処理のための標準)、添付書類 I (ePCT 標準のための XML DTDs)、第 5.13 号 (見解書) が、2021 年 1 月 1 日付けで修正されます。

かかる修正は、国際調査機関の見解書 (PCT/ISA/237) に関する文書型定義 (Document Type Definitions (DTDs)) の変更に関連するものです。かかる修正は以下の点を目的としつつ、より良い XML による見解書の作成をめざしています。

- 見解書が作成されない場合に、請求の範囲の仕様構造を使えるようにすること、及び
- 引用の分類及び引用に関する審査官の意見を記載できるようにすること。

修正された実施細則 附属書 F、添付書類 I の全文は、2021 年 1 月 1 日に発効予定であり、公文書 PCT/AI/DTD/14 として掲載されました。英語版と仏語版は、それぞれ以下のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai_dtd_14.pdf 及び

https://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ai_dtd_14.pdf

PCT 最新情報

国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料並びに取扱手数料 (一部の官庁)

2021 年 1 月 1 日から、PCT 手数料表に記載されている国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表の項目 4 に表示される電子出願の減額 (該当する場合)、調査手数料、補充調査手数料並びに取扱手数料の特定の通貨における換算額が変更されます。

PCT 出願人の手引 (www.wipo.int/pct/guide/en/) の以下の附属書において、これらの変更が反映されます。

- 附属書 C (受理官庁): AM、AP、AT、AU、AZ、BA、BG、BH、BW、BY、BZ、CA、CL、CR、CU、CY、CZ、DE、DJ、DK、DO、EA、EC、EE、EG、EP、ES、FI、FR、GB、GE、GH、GR、GT、HN、HU、IB、IE、IL、IN、IS、IT、JO、JP、KE、KG、KH、KZ、LR、LT、LU、LV、MD、ME、MT、MW、MX、NI、NL、NO、NZ、OM、PA、PE、PG、PH、PT、QA、RO、RS、RU、SA、SC、SE、SG、SI、SK、SV、SY、TJ、TM、TT、UA、UG、US、UZ、ZA、ZM、ZW、
- 附属書 D (国際調査機関): 全ての機関、
- 附属書 SISA (国際調査機関 (補充調査)): 全ての機関、及び
- 附属書 E (国際予備審査機関): AT、AU、CA、CL、EG、EP、ES、FI、IL、IN、JP、KR、PH、RU、SE、SG、UA、US、XN、XV。

BA: ボスニア・ヘルツェゴビナ (手数料)
BZ: ベリーズ (所在地とあて名)
CA: カナダ (手数料)
CR: コスタリカ (官庁の名称、電子メールアドレス)
HN: ホンジュラス (電子メールとインターネットアドレス、国際出願の写しの部数、手数料)
IB: 国際事務局 (手数料)
IS: アイスランド (手数料)
KP: 大韓民国 (所在地とあて名、電話番号とファックス番号、電子メールアドレス、通信手段、保護の種類、大韓民国が指定 (又は選択) された場合の発明者の氏名及びあて名の提出期限)
MC: モナコ (電話番号、電子メールとインターネットアドレス)
PT: ポルトガル (手数料)
SD: スーダン (電子出願)
SK: スロバキア (手数料、代理人に関する要件、国内段階移行に関する特別な要件)

調査手数料及び国際調査に関する手数料 (カナダ知的所有権庁)

予備審査手数料及び国際予備審査に関するその他の手数料 (カナダ知的所有権庁)

COVID-19 の影響に伴う例外的な閉庁日

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行に伴ったキューバ工業所有権庁による閉庁については、2020 年 4 月にお知らせしました。追加のお知らせとして当該官庁は、2020 年 10 月 20 日に業務を再開したことを IB に通知しました。

官庁により IB に提供された閉庁日に関する追加情報は、以下のリンクに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/>

詳細は、COVID -19 IP Policy Tracker (COVID-19 IP 政策トラッカー)の各官庁の欄にも掲載されています。

<https://www.wipo.int/covid19-policy-tracker/>

PCT 関連資料の最新/更新情報

上級者向けオンライン PCT セミナー:

「PCT 制度の最近及び今後の進展に関する最新情報」(録音及び PDF プレゼンテーション資料)

「PCT 制度の最近及び今後の進展に関する最新情報」と題した WIPO の年次上級者向け PCT セミナーが様々な地域の参加者を対象に、3 回にわたる個別のオンラインセミナー (2020 年 10 月 14 日、28 日と 11 月 2 日) として開催されました。お名前と電子メールアドレスを登録するだけでウェビナーの録音をご視聴いただけます。登録ページと PDF プレゼンテーション資料のリンクは、以下の PCT ウェビナーのページに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>

当該セミナーのプログラムは、国際事務局の経験豊富な PCT スタッフにより実施され、PCT 制度に精通している特許管理者及び弁理士を対象としたものです。以下のトピックが扱われました。

- 2020 年 7 月 1 日に発効した PCT 規則改正
- 最近および今後の PCT の進展に関する追加情報
- ePCT システムの最新及び今後の機能向上

欧州資格試験 (the European Qualifying Examination) 用の資料

国際事務局 (IB) は EQE 試験委員会との合意に基づき、欧州弁理士志望者が受ける欧州資格試験 (EQE) 用の資料準備を支援するため、2020 年 10 月 31 日時点の PCT 出願人の手引の「国際段階」と「国内段階」を収録した全文を PCT ウェブサイト上で提供しています。英語版と仏語版 4 つの PDF ファイルは、それぞれ以下のリンクに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/eqe/ip.pdf> (国際段階英語版)

<https://www.wipo.int/pct/en/eqe/np.pdf> (国内段階英語版)

<https://www.wipo.int/pct/fr/eqe/ip.pdf> (国際段階仏語版)

<https://www.wipo.int/pct/fr/eqe/np.pdf> (国内段階仏語版)

PATENTSCOPE ニュース

イスラエル及び英国の国内コレクションの一件書類の情報

イスラエル及び英国の国内コレクションの一件書類の情報が、PATENTSCOPE で利用可能になりました(<https://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>)。

一件書類の情報は関連する出願の「書類」タブから利用でき、審査プロセスにわたる特許出願の進捗に関する以下の最新情報を提供します。

- 調査報告
- 官庁による手続上の行為、及び
- 出願人と特許庁間の通信文書

実務アドバイス

国際出願の提出に関連する費用: ePCT 出願を利用して関連する手数料を調べる

Q: 当方は初めて国際出願する予定であり、ePCT 出願を利用するつもりです。出願を提出する前に正確な PCT 手数料を調べる方法がありますか？

A: PCT 出願の提出時に支払うべき手数料の金額は、以下に詳述するようにあなたの置かれている状況によって異なります。しかしながら、ePCT で必要な情報を全て入力すると、あなたが出願を提出する

前に、システムが手数料を即時に計算してくれます。当該システムでは、出願人にとって手数料計算が複雑になり得る全ての不確定要素を考慮して計算を行います。

国際出願の提出時に支払うべき手数料には、(該当する場合は) 送付手数料 (PCT 規則 14)、国際出願手数料 (PCT 規則 15) 及び調査手数料 (PCT 規則 16) があります。該当する場合は、優先権書類に関する手数料や優先権の回復に関する手数料をはじめとする、他の手数料の支払も必要な場合があります。

ePCT が手数料の全額と正確な金額を計算する前に、以下に記載した情報を提供する必要があります (ePCT 出願を利用して国際出願を作成する際に表示される順序で説明します)。それは、以下の全情報が全体の手数料計算に影響を与えるためです。

1. 国際出願を提出したい受理官庁を選択する

e-filing (電子出願) システム又はソフトウェアでは通常、出願を予定している受理官庁を選択してから、出願の作成を開始する必要があります。この選択は、以下の手数料計算に直接影響します。

- 送付手数料。これは大半の受理官庁¹により徴収され、その金額は選択した官庁²により異なります。また同様に受理官庁により徴収される他の手数料、及び
- 調査手数料。受理官庁の選択により、どの国際調査機関 (ISA) があなたの出願のための管轄になるのかも決定します (以下参照)。

国際出願手数料の基本料金は、国際事務局 (IB) が提供するサービスに支払われ、選択する受理官庁にかかわらず、常に同額 (現在 1,330 スイスフラン) です。選択した受理官庁が認める通貨の換算額で支払う必要がある場合もあります。ただし、選択した受理官庁が複数の通貨を認める料金設定を用いていれば、送付手数料は当該官庁の現地通貨で支払い、国際出願手数料は異なる通貨で支払うことが可能な場合があります。その場合には、複数の通貨を表示することが可能です。

2. 該当する場合には、優先権の主張を記載する

優先権書類の認証謄本を準備し IB に送付するよう受理官庁に対し請求する場合、当該官庁が当サービスに課する手数料の金額が、手数料計算に含まれます³。なお、優先権の回復を請求している場合でも、手数料の金額が計算されます。手数料の金額はいずれも、適用される場合は、受理官庁の選択により異なります。

3. 出願人の国籍と居住国を記載する

¹ 次の受理官庁は送付手数料は徴収しません: アルジェリア、中国、インド (電子出願の場合)、モロッコ、モンゴル、スロベニア及びトルコ。

² ただし、ごく少数の受理官庁では、システムが計算を許可する料金体系が設定されていないため、ePCT では送付手数料を計算することができません。あなたの受理官庁がその一官庁である場合、ePCT は「手数料」のページにて以下のお知らせを表示します。

「重要 - ePCT は当該受理官庁に対して支払う手数料の計算をすることができません。支払が必要な正確な金額に関しては、当該受理官庁にお問い合わせ下さい。PCT 出願人の手引の附属書 C をご確認ください。」

あいにく、上述の事例では、出願時点では自動化された手数料計算用紙には 0 と表示されます。当該受理官庁は、必要な手数料を連絡するために出願後、様式 PCT/RO/102 (所定の手数料の納付に関する通知) を発行します。

³ 特定の受理官庁では、優先権書類の提出に関連する手数料の全額を計算できない場合があります。詳細は PCT 出願人の手引、附属書 C をご参照下さい。優先権書類の提出に WIPO DAS システムが活用でき、DAS から当該書類を取得するよう IB に請求する場合、手数料は無料です (ただし、一部の提供庁に対して手数料の支払が生じる場合があります)。

「氏名」欄に情報を入力する際、出願人の国籍と居住国を記載します。その結果システムは、(PCT 締約国全ての国民及び/又は居住者のための受理官庁として行動する) 受理官庁としての IB (RO/IB) を除いた、他の全ての受理官庁は所定の国の国民及び/又は居住者のために限り行動する点を考慮して、あなたが選択した受理官庁の管轄を検証することができます。

出願人の国籍と居住国を記載することで、ePCT は、所定の PCT 締約国からの出願人に関連する手数料減額が適用されるかどうかを決定することが可能になります。かかる手数料の減額が正しく適用されるためには、出願人全ての国籍及び居住国を記載することが重要な点にご留意下さい。

4. ISA が複数ある場合には、あなたの国際出願のために行動し管轄する ISA を選択する⁴

上述したように、選択された受理官庁により管轄 ISA が決定されます。多くの受理官庁が ISA として行動する官庁を二以上特定しているため、複数の選択肢があるでしょう⁵。選択肢がある場合には、その選択によって支払う調査手数料の金額が決まります。それは各 ISA がそれぞれの調査手数料の金額を設定しているためです。

一部の ISA は、出願人の国籍や居住国により手数料減額を提供しています。また出願人が大学や他の学術機関であったり、小規模企業又は零細企業、若しくは政府機関である場合には、手数料減額を提供している ISA もあります。該当するのであれば、出願人はこれらのカテゴリーの一つに該当する旨を ePCT にて記載することができ、適用される手数料の減額が ePCT の手数料計算で考慮されます。

また出願言語も、調査手数料の金額に影響します。それは一部の ISA は国際出願が調査される言語によって、異なる金額を課しているためです。

5. 出願の本体を追加する

出願の本体 (明細書、請求の範囲、要約及び (あれば) 図面) を添付すると、ePCT は出願のページ数を計算します。特定の受理官庁 (イスラエル特許庁と米国特許商標庁) では、ePCT に内容の追加はできず、明細書、請求の範囲、要約及び (あれば) 図面の各ページ番号を手動で入力する必要があります。なお PCT 規則 4.17 に基づく申立てを含めた、願書様式 (PCT/RO/101) のページ数も総ページ数に数えられ、入力された書誌データに基づいて ePCT により自動的に計算される点にご注意下さい。出願が 30 枚を超える場合には、ePCT は 30 枚を超える枚数の手数料の金額を計算します。この金額は、国際出願手数料の追加料金になります。

あなたは電子出願を行う予定ですので、システムは当然のことながら、PCT 規則に附属する手数料表の項目 4 に基づき適用される、ePCT 出願に認められている電子出願の減額を自動的に計算します。また画像ベース形式 (PDF) よりも文字ベース形式 (DOCX 若しくは XML) で明細書、請求の範囲及び要約が提供されると、より望ましい手数料の減額が適用されます。

必要な全情報を入力すると、ePCT は、新規国際出願においてそれまで提供されたデータや書類に基づいて手数料を計算することができます。手数料の画面上で「手数料を表示」ボタンをクリックすると、

⁴ 選択した受理官庁が複数の ISA を特定している場合、若しくは、出願人が居住者である国と出願人が国民である国が異なる場合に、受理官庁としての IB (RO/IB) に対して出願する場合、選択肢は広がります。

⁵ RO/IB が受理官庁として選択される場合、管轄 ISA は、国際出願が、出願人が居住者若しくは国民である締約国の国内官庁、若しくはその締約国のために行動している国内官庁に対して行われた場合に管轄したであろう機関になります (PCT 規則 35.3 及び 59.1(b))。

支払の必要な手数料の金額が表示されます。また「手数料計算用紙のプレビューを表示」機能を利用して、手数料計算用紙をプレビューすることができます。

国際出願の下書きをその後変更した場合、それに伴い必要な手数料も変更になる可能性があります。したがって、ePCT は自動的に手数料を再計算します。例えば、

- 出願人が追加された場合、最初の計算に適用されていた手数料減額の資格に影響が生じることがある。
- 出願言語の変更、出願人の削除又は出願人の変更に関しては、選択された受理官庁がもはや管轄ではなくなることを意味することもある。その場合、受理官庁を RO/IB に変更することが可能。RO/IB は、PCT 全締約国の国民/居住者である出願人が行ういずれの言語による出願も受理 (ePCT 出願で出願の下書きを作成した後は、受理官庁は RO/IB への変更に限り可能な点に注意)。
- 出願言語の変更、出願人の削除又は出願人の変更に関しては、ISA の選択にも影響する場合があります、それに伴い調査手数料にも影響が生じることがある。又は
- 追加の書類が添付され、ページ数に変更があった場合には、30 枚を超える用紙一枚ごとに生じる手数料が適用されることになるか若しくは、最初の計算にその手数料がすでに算入されていた場合には、手数料が高くなる可能性がある。

ePCT を利用して国際出願を提出する状況にない出願人に関しては、PCT 手数料に関する情報が PCT ウェブサイト上に掲載されています。総まとめした手数料表 (<https://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf>) と PCT 出願人の手引 (<https://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html>) にある各官庁ごとにまとめられた附属書から確認することができます。PCT 手数料の情報源に関する詳細は、PCT ニュースレター12月号に掲載予定です。